【別紙１】

仕　様　書

１　件　　名　渋谷区ＤＸ推進基本計画策定支援業務委託

２　趣　　旨

本仕様書は、渋谷区（以下、「甲」という）と受託者（以下、「乙」という）との間の渋谷区ＤＸ推進基本計画策定支援業務に関する委託について必要な事項を定めるものとする。

３　契約期間

契約締結の日から令和８年３月３１日（火）まで

４　履行場所

渋谷区役所、甲が指定する場所

５　業務の目的

本業務は、デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進による業務の効率化や労働生産性の向上とともに、区民生活のさらなる利便性向上を図ることを目的とし、これからの行政ＤＸの進むべき指針となる「渋谷区ＤＸ推進基本計画」の策定を行うものである。

策定にあたっては、ＤＸに関する最新の潮流や利用者ニーズ等を踏まえ、ＤＸ推進の効果や未来像等を区民等にわかりやすく伝えるための利用者目線の計画とする。

また、区の現行の行政サービスを、国や都の方向性と整合性を図りつつ、見直しを含めた全体最適化を検討し、区全体のＤＸへの取り組みをさらに加速化させ、区民等が便利で暮らしやすさを実感できる新たなサービスの展開が促進されることを目的とする。

６　業務内容

上記目的を達成するための渋谷区ＤＸ推進基本計画を策定するにあたり、以下の業務を包括的に実施できる企画提案を行うこと。なお、以下の業務以外に独自の業務を提案することも可能とする。

（1）渋谷区ＤＸ推進基本計画策定支援業務

ア　現状分析業務

渋谷区における区政運営上及びＤＸ推進に関する現行の取組状況や課題を調査し、課題を体系的に整理し、可視化すること。

上記の調査及び業務分析をもとに、対象課へヒアリングを行い、他自治体や民間、海外等での先進事例を踏まえ、デジタル化による改善策だけにとどまらず、既存のデジタルサービスについてもサービス見直しを含めた検討を行い、改善・改革策をまとめた提案書を作成すること。

提案書では、費用対効果、実現性、障壁となり得る事項、優先順位等を含め、改善・改革

策を実施した後の効果測定方法等にも言及すること。

難易度や緊急度等によって分類し、必要に応じて段階的な提案の検討を行い、どの業務をどの順序で実現するかを提示すること。

イ　渋谷区ＤＸ推進基本計画策定支援業務

上記、現状分析の結果を基に、渋谷区ＤＸ推進基本計画の素案を作成すること。素案の作成にあたっては、以下の文書との密接な整合性をとること。

・渋谷区基本構想
・渋谷区長期基本計画 2017-2026
・渋谷区実施計画 2023
・渋谷区スマートシティ推進基本方針

また、以下の文書を必ず参考にすること。

・デジタル社会の実現に向けた重点計画
https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program
https://www.soumu.go.jp/main_content/000854563.pdf
（デジタル社会形成基本法第 37 条第 1 項に規定する重点計画）
（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 4 条第 1 項に規定する情報システム整備計画）
（官民データ活用推進基本法第 8 条第 1 項に規定する官民データ活用推進基本計画）

＜総務省＞
・自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画　第 3.0 版
・自治体 DX 推進手順書
・自治体 DX 全体手順書第 3.0 版
https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index_00001.html

体裁やデザインにあたっては、区政やＤＸの取り組みを身近に感じてもらえるよう、読みやすくわかりやすいものとなるよう留意すること。

なお、渋谷区ＤＸ推進基本計画の内容は以下の構成を予定している。

①　ＤＸにおける現状と課題
- 区におけるデジタル化の現状
- 課題や改善点の洗い出し

②　ＤＸの未来像（ビジョン）・基本方針
- ＤＸの必要性と目的
- ＤＸ推進を通じて実現したい未来像
- 地方自治体としてのＤＸの意義

③　ビジョンを実現するため具体的な施策とロードマップを含む計画（重点施策）
④　推進体制（人材育成含む）と進行管理
⑤　参考資料（用語集等）

(2) 渋谷区ＤＸ推進基本計画を広く周知するためのコンテンツの作成や効果的な広報・コミュニケーション支援

ア　渋谷区ＤＸ推進基本計画概要版の作成

イ　渋谷区ＤＸ推進基本計画のＰＲ用動画の作成

ＤＸ推進の効果や未来像等について、区民等に対し、わかりやすく伝えるためのイメージ動画を制作すること。動画制作にあたっては次の留意事項を考慮すること。

・区民等にとって身近に感じてもらえる内容とすること。

・様々な世代に共感を得られやすい内容とすること。

ウ　パブリックコメント実施用資料等の作成

素案についてパブリックコメントを実施予定であり、寄せられた意見のとりまとめ、分析及び意見に対する区の対応の整理を支援すること。

7　スケジュール

実施スケジュールは次のとおり進めることとする。ただし、スケジュールを詳細化する過程で必要が生じた場合には、甲と協議の上スケジュールの見直しも可能とする。

No.	内容	予定時期
1	現状分析・課題整理等	令和7年4月～6月末
2	ビジョン（コンセプトブック）、計画骨子案の作成	令和7年6月末
3	計画骨子案の庁内周知	令和7年7月
4	次年度以降の具体の施策検討	令和7年7月～9月末
5	中間報告書の作成	令和7年9月末
6	パブリックコメント	令和7年12月上旬～12月中旬
7	計画最終案の作成	令和8年2月末
8	計画の策定・公開	令和8年3月

8　プロジェクト管理

乙は、本業務が適切に実行され、期日までに目的の成果を得るため、作業方法、業務従事者、工程・進捗管理方法等について適切な業務実施計画・業務体制図を提出し、甲の承認を受けること。実施体制には、プロジェクトマネージャー等、必要な役割を担う人員を含めた体制図を作成すること。

業務実施計画に従い、各作業の進捗、工程管理を行い、進捗状況等について甲に定期的に報告するとともに、課題が発生した場合、対策・解決に向けての課題管理作業も行うこと。

9　定例会議の開催

乙は、本業務の実施において、事務局と定期的に定例会議を開催（少なくとも隔週開催）し、本業務に係る各種進捗状況、課題・懸案事項等を報告し、業務の円滑な進捗に努めるものとする。なお、会議の実施は原則としてオンライン会議（Teams会議）を基本とするが、必要に応じて対面でも行うものとする。また、会議資料等については、乙が会議前日までに甲に提出する

こととし、会議内容については、乙が議事録等を作成し、相互に確認するものとする。

１０　成果物

(1) 成果物名

本業務の成果物は以下のとおりとする。

No.	成　果　物	期　限
1	業務実施計画・業務体制図	契約締結後遅滞なく
2	現状分析報告書	令和 7 年 7 月 31 日
3	中間報告書（下記を含む） ・ビジョン（コンセプトブック） ・計画の骨子	令和 7 年 9 月 30 日
4	渋谷区ＤＸ推進基本計画素案	令和 7 年 10 月 31 日
5	業務完了報告書	令和 8 年 3 月 27 日
6	渋谷区ＤＸ推進基本計画書（全体版）	データ：令和 7 年 12 月 26 日 冊子：令和 8 年 3 月 27 日
7	渋谷区ＤＸ推進基本計画書（概要版）	データ：令和 7 年 12 月 26 日
8	渋谷区ＤＸ推進基本計画ＰＲ用動画（３～４分程度、MPEG-4 ファイル形式（フル HD)）	令和 8 年 3 月 27 日
9	各種打合せ資料	各打合せ日の前開庁日
10	議事録	打合せ実施後３営業日以内

(2) 成果物の納品方法

成果物は電磁的記録媒体により作成し、原則、電磁的記録媒体 1 部を納品すること。

ただし、(1) の６については電磁的記録媒体（PDF 及び元となる編集可能なファイル形式）の他、下記規格により冊子でも納品すること。

ア　判型　Ａ４版判

イ　文字フォント　ユニバーサルデザインフォント（ＵＤフォント）

ウ　刷色　４色刷り（フルカラー印刷）

エ　部数　100 部（概ね 50 ページ以上を予定）

オ　校正　２回程度

なお、(1) の６の編集可能なファイル形式については、納品後、甲による改変が可能となるよう、図版等の元データもあわせて納品すること。

(3) 成果物の検収

乙は、成果物等について、納品期日までに甲に内容の説明を実施して検収を受けること。検査時に本仕様書との不一致が見られた場合は、甲と協議の上、乙は無償で是正措置を実施すること。

(4) 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引き渡しを行うこと。ただし、甲が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒150-8010

東京都渋谷区宇田川町１－１

渋谷区 デジタルサービス部 ＩＣＴセンター

１１　権利の帰属

本業務における成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、乙または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲に帰属する。

１２　個人情報の保護

(1) 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事している者若しくは従事していた者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(3) 乙は、本業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 乙は、本業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

１３　再委託

乙は、本業務の全部または主要な部分を第三者に再委託してはならない。なお、第三者に一部を再委託する必要が生じた場合は、あらかじめ甲の許可を得なければならない。

１４　諸法令の遵守

本業務の実施にあたっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則等を遵守し、適法に業務の実施をするよう対処しなければならない。

１５　その他

(1) 乙は、定例会議以外にも、必要に応じて本業務の実施に必要な打合せを甲と随時行い、十分な意思疎通を図るとともに、甲の依頼に基づき業務を実施し、円滑に遂行すること。

(2) 本仕様書の解釈について疑義を生じたとき、またはこの仕様書に定めのない事項については、区と協議のうえ解決するものとする。

１６　担当

渋谷区デジタルサービス部ＩＣＴセンター　山室、久保　電話 03-3463-1152